

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年4月10日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第23号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-236	鈴木 超晴	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引
28-237	高木 修一	○遠距離割引の変更 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引	福岡交通圏	現行 小型車 5,000円を超える部分につき 1割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年3月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第22号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
28-221 ~233	満田 恭広 ほか12者	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引
28-234	有限会社 中央タクシー (法人番号：1290802021825)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	京築交通圏	
28-235	大塚 春樹	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年3月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第21号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
28-214	王子第一交通 株式会社 (法人番号：5320002001488)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	大分市、由布市 (旧大分郡挾間町に限る)	
28-215	第一交通 株式会社 (法人番号：7320001002659)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	大分市、由布市、 別府市、佐伯市、 中津市	
28-216	大分第一交通 株式会社 (法人番号：1320001003101)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	大分市、由布市 (旧大分郡挾間町に限る)、国東市、豊後大野市、臼杵市(旧大野郡野津町に限る)	
28-217	中島 一徳	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-218 ～219	宮崎第一交通 株式会社 (法人番号：4350001002700)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引	宮崎交通圏、延岡 市、日南市	
28-220	鹿児島第一交通 株式会社 (法人番号：1340001002456)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引	鹿児島市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年4月10日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第23号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
28-236	鈴木 超晴	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引
28-237	高木 修一	○遠距離割引の変更 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引	福岡交通圏	現行 小型車 5,000円を超える部分につき 1割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年3月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第22号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
28-221 ~233	満田 恭広 ほか12者	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引
28-234	有限会社 中央タクシー (法人番号：1290802021825)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	京築交通圏	
28-235	大塚 春樹	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年3月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第21号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
28-214	王子第一交通 株式会社 (法人番号：5320002001488)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	大分市、由布市 (旧大分郡挾間町に限る)	
28-215	第一交通 株式会社 (法人番号：7320001002659)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	大分市、由布市、 別府市、佐伯市、 中津市	
28-216	大分第一交通 株式会社 (法人番号：1320001003101)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	大分市、由布市 (旧大分郡挾間町に限る)、国東市、豊後大野市、臼杵市(旧大野郡野津町に限る)	
28-217	中島 一徳	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-218 ～219	宮崎第一交通 株式会社 (法人番号：4350001002700)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引	宮崎交通圏、延岡 市、日南市	
28-220	鹿児島第一交通 株式会社 (法人番号：1340001002456)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引	鹿児島市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年3月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第21号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-214	王子第一交通 株式会社 (法人番号：5320002001488)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	大分市、由布市 (旧大分郡挾間町に限る)	
28-215	第一交通 株式会社 (法人番号：7320001002659)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	大分市、由布市、 別府市、佐伯市、 中津市	
28-216	大分第一交通 株式会社 (法人番号：1320001003101)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	大分市、由布市 (旧大分郡挾間町に限る)、国東市、豊後大野市、臼杵市(旧大野郡野津町に限る)	
28-217	中島 一徳	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-218 ～219	宮崎第一交通 株式会社 (法人番号：4350001002700)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引	宮崎交通圏、延岡 市、日南市	
28-220	鹿児島第一交通 株式会社 (法人番号：1340001002456)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引	鹿児島市	

公

示

九州運輸局長
平成29年2月13日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年2月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第20号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-213	有限会社 鳥栖観光 (法人番号：9300002009117)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	鳥栖市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年2月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第19号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-200	温泉交通 株式会社 (法人番号：4300001007786)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	唐津市、東松浦郡	
28-201	前田 国臣	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	唐津市	
28-202 ～203	西肥亀の井タクシー 株式会社 (法人番号：3300001006954) ほか1社	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	伊万里市、西松浦郡	
28-204	昭和自動車 株式会社 (法人番号：9300001007204)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	唐津市、東松浦郡、 多久市	

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-205 ～209	株式会社 池田タクシー (法人番号：3300001000040) ほか4社	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	佐賀市	
28-210	株式会社 A交通都城 (法人番号：5350001009067)	○営業的割引 ・回数割引の廃止	都城交通圏	現行 ・回数割引 運賃500円ごとに1ポイント付与 60ポイントで次回以降の乗車時に使用できる 1,500円の乗車券を発行
28-211	いまりタクシー 株式会社 (法人番号：2300001005577)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	伊万里市	
28-212	高木 修一	○迎車回送料金の廃止 ○遠距離割引の変更 小型車 5,000円を超える部分につき 1割引	福岡交通圏	現行 ・迎車回送料金 初乗運賃額を限度として、発車地点より実車扱い ・遠距離割引 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年2月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第19号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-200	温泉交通 株式会社 (法人番号：4300001007786)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	唐津市、東松浦郡	
28-201	前田 国臣	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	唐津市	
28-202 ～203	西肥亀の井タクシー 株式会社 (法人番号：3300001006954) ほか1社	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	伊万里市、西松浦郡	
28-204	昭和自動車 株式会社 (法人番号：9300001007204)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	唐津市、東松浦郡、 多久市	

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-205 ~209	株式会社 池田タクシー (法人番号：3300001000040) ほか4社	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	佐賀市	
28-210	株式会社 A交通都城 (法人番号：5350001009067)	○営業的割引 ・回数割引の廃止	都城交通圏	現行 ・回数割引 運賃500円ごとに1ポイント付与 60ポイントで次回以降の乗車時に使用できる 1,500円の乗車券を発行
28-211	いまりタクシー 株式会社 (法人番号：2300001005577)	○公共的割引 ・運転免許証返納割引の設定 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持 しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	伊万里市	
28-212	高木 修一	○迎車回送料金の廃止 ○遠距離割引の変更 小型車 5,000円を超える部分につき 1割引	福岡交通圏	現行 ・迎車回送料金 初乗運賃額を限度として、発車地点より実車扱い ・遠距離割引 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年2月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第18号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-138 ～139	株式会社 玄海タクシー (法人番号：7300001007651) ほか1社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	唐津市、東松浦郡	
28-140 ～142	株式会社 佐賀タクシー (法人番号：5300001000765) ほか2社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	佐賀市	
28-143	吉野ヶ里観光タクシー 有限会社 (法人番号：5300002009839)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	神埼郡、神埼市、 三養基郡、佐賀市	
28-144 ～145	有限会社 鳥栖タクシー (法人番号：1300002009124) ほか1社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	鳥栖市、三養基郡	

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-146	唐津タクシー 株式会社 (法人番号：4300001007233)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	唐津市	
28-147	有限会社 ユタカタタクシー (法人番号：2300002007366)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	杵島郡、武雄市	
28-148	有限会社 有田タクシー (法人番号：4300002008271)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	西松浦郡	
28-149 ～199	志戸 哲也 ほか50者	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	佐賀市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年1月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第17号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-130 ～132	明治タクシー 株式会社 (法人番号：5300001001004) ほか2社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1 割引	佐賀市	
28-133 ～134	株式会社 遠賀タクシー (法人番号：8290801011110)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1 割引	北九州交通圏	
28-135	小城タクシー 株式会社 (法人番号：4300001003273)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1 割引	小城市	
28-136	有限会社 鎮西タクシー (法人番号：5300002010821)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1 割引	唐津市、東松浦郡	
28-137	久留米西鉄タクシー 株式会社 (法人番号：5290001070703)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1 割引	鳥栖市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年1月16日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第16号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-123 ~126	神野タクシー 有限会社 (法人番号：8300002000489) ほか3社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	佐賀市	
28-127	株式会社 鳥栖構内タクシー (法人番号：7300001006232)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	鳥栖市、三養基郡	
28-128	有限会社 ジョイックス交通 (法人番号：9300002004191)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	神埼市、神埼郡、 佐賀市	
28-129	唐津観光タクシー 株式会社 (法人番号：1300001007145)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	唐津市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年1月23日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第17号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-130 ～132	明治タクシー 株式会社 (法人番号：5300001001004) ほか2社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	佐賀市	
28-133 ～134	株式会社 遠賀タクシー (法人番号：8290801011110)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	北九州交通圏	
28-135	小城タクシー 株式会社 (法人番号：4300001003273)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	小城市	
28-136	有限会社 鎮西タクシー (法人番号：5300002010821)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	唐津市、東松浦郡	
28-137	久留米西鉄タクシー 株式会社 (法人番号：5290001070703)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会より交付を受けた運転経歴証明書を所持しており、運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	鳥栖市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年1月16日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第16号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-123 ~126	神野タクシー 有限会社 (法人番号：8300002000489) ほか3社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	佐賀市	
28-127	株式会社 鳥栖構内タクシー (法人番号：7300001006232)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	鳥栖市、三養基郡	
28-128	有限会社 ジョイックス交通 (法人番号：9300002004191)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	神埼市、神埼郡、 佐賀市	
28-129	唐津観光タクシー 株式会社 (法人番号：1300001007145)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	唐津市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年1月16日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第16号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-123 ~126	神野タクシー 有限会社 (法人番号：8300002000489) ほか3社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	佐賀市	
28-127	株式会社 鳥栖構内タクシー (法人番号：7300001006232)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	鳥栖市、三養基郡	
28-128	有限会社 ジョイックス交通 (法人番号：9300002004191)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	神埼市、神埼郡、 佐賀市	
28-129	唐津観光タクシー 株式会社 (法人番号：1300001007145)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 都道府県公安委員会の発行する運転経歴証明書を所持する 旅客に対し 1割引	唐津市	

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成29年1月4日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第15号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-114 ~115	北九州太陽交通 有限会社 (法人番号：4290802001725) ほか1社	○公共的割引（運転免許証返納割引）の変更 ・運転免許証返納者で、県公安委員会発行の運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	北九州交通圏	現行 ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引
28-116 ~122	文化太陽交通 株式会社 (法人番号：4290801015115) ほか6社	○公共的割引（運転免許証返納割引）の変更 ・運転免許証返納者で、県公安委員会発行の運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	京築交通圏	現行 ・運転免許証を自主返納し、運転経歴証明書を提示した65歳以上の旅客に対し 1割引

公

示

九州運輸局長
平成28年12月12日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年12月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第14号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-113	中津太陽交通 株式会社 (法人番号：6320001010893)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転免許証返納者で、県公安委員会発行の運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	中津市、宇佐市、 豊後高田市	

公

示

九州運輸局長
平成28年12月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年12月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第13号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-112	石津 義則	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

公

示

九州運輸局長
平成28年12月12日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年12月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第14号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-113	中津太陽交通 株式会社 (法人番号：6320001010893)	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 運転免許証返納者で、県公安委員会発行の運転経歴証明書を提示した旅客に対し 1割引	中津市、宇佐市、 豊後高田市	

公

示

九州運輸局長
平成28年12月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年12月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第13号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-112	石津 義則	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

公

示

九州運輸局長
平成28年12月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年12月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第13号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-112	石津 義則	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

公

示

九州運輸局長
平成28年11月11日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年11月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第12号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-111	株式会社 熊本駅構内タクシー (法人番号：9330001001360)	○営業的割引 ポイントカード割引の廃止 プリペイドカード割引の廃止	熊本交通圏	現行 ポイントカード割引 500円毎に 1ポイント付加 80ポイントで1,050円分の度数プリペイドカードを配布 プリペイドカード割引 1,000円の販売で1,050円分の度数プリペイドカード 5,000円の販売で5,250円分の度数プリペイドカード 10,000円の販売で10,500円分の度数プリペイドカード 20,000円の販売で21,000円分の度数プリペイドカード

公

示

九州運輸局長
平成28年11月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年11月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第11号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-110	和田口 進	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

公

示

九州運輸局長
平成28年11月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年11月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第11号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-110	和田口 進	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年10月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第10号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-20 ~21	吉 廣 昌 昭 ほか1者	○イベント定額運賃の設定 ①大分トリニータ及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びに公益財団法人日本サッカー協会が大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行うサッカーの試合に限る。 ②大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行われるコンサートに限る。 ③大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で開催される各種イベント又は各種競技開催日。ただし、イベント等主催者の要請があった場合に限る。 Aコース（大分駅～大銀ドーム乗降場） 小型車 2,360円 Bコース（高城駅～大銀ドーム乗降場） 小型車 1,950円 Cコース（大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場） 小型車 2,980円	大分市	
28-22 ~25	内 藤 玉 代 ほか3者	○イベント定額運賃の変更 ①大分トリニータ及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びに公益財団法人日本サッカー協会が大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行うサッカーの試合に限る。 ②大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行われるコンサートに限る。 ③大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で開催される各種イベント又は各種競技開催日。ただし、イベント等主催者の要請があった場合に限る。 Aコース（大分駅～大銀ドーム乗降場） 小型車 2,360円 Bコース（高城駅～大銀ドーム乗降場） 小型車 1,950円 Cコース（大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場） 小型車 2,980円	大分市	現行 ①大分トリニータ及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びに公益財団法人日本サッカー協会が大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行うサッカーの試合に限る。 ②大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行われるコンサートに限る。 Aコース（大分駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 3,600円、小型車 2,360円 Bコース（高城駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 2,770円、小型車 1,950円 Cコース（大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 4,520円、小型車 2,980円

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-26 ~86	木村 俊勝 ほか60者	○イベント定額運賃の変更 ①大分トリニータ及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びに公益財団法人日本サッカー協会が大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行うサッカーの試合に限る。 ②大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行われるコンサートに限る。 ③大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で開催される各種イベント又は各種競技開催日。ただし、イベント等主催者の要請があった場合に限る。 Aコース（大分駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 3,600円、小型車 2,360円 Bコース（高城駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 2,770円、小型車 1,950円 Cコース（大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 4,520円、小型車 2,980円	大分市	現行 ①大分トリニータ及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びに公益財団法人日本サッカー協会が大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行うサッカーの試合に限る。 ②大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行われるコンサートに限る。 Aコース（大分駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 3,600円、小型車 2,360円 Bコース（高城駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 2,770円、小型車 1,950円 Cコース（大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 4,520円、小型車 2,980円
28-87 ~109	大分タクシー 株式会社 (法人番号：5320001000219) ほか22社	○イベント定額運賃の変更 ①大分トリニータ及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びに公益財団法人日本サッカー協会が大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行うサッカーの試合に限る。 ②大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行われるコンサートに限る。 ③大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で開催される各種イベント又は各種競技開催日。ただし、イベント等主催者の要請があった場合に限る。 Aコース（大分駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 3,600円、小型車 2,360円 Bコース（高城駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 2,770円、小型車 1,950円 Cコース（大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 4,520円、小型車 2,980円	大分市	現行 ①大分トリニータ及び公益社団法人日本プロサッカーリーグ並びに公益財団法人日本サッカー協会が大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行うサッカーの試合に限る。 ②大分スポーツ公園総合競技場（大分銀行ドーム）で行われるコンサートに限る。 Aコース（大分駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 3,600円、小型車 2,360円 Bコース（高城駅～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 2,770円、小型車 1,950円 Cコース（大分港フェリーターミナル～大銀ドーム乗降場） 特定大型車 4,520円、小型車 2,980円

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年10月3日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第9号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-19	川口 文浩	○イベント定額運賃の設定 博多の森競技場におけるアビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日及び同競技場で開催される各種イベント又は各種競技開催日に、以下の定額運賃を設定する。 ただし、アビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日以外については、イベント等主催者の要請があった場合に限る。 Aコース 競技場～天神 小型車：2, 200円 Bコース 競技場～JR博多駅 小型車：1, 600円 Cコース 競技場～福岡空港 小型車：800円 Dコース 競技場～西鉄大橋駅 小型車：1, 700円	福岡交通圏	

公

示

九州運輸局長
平成28年9月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年9月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-17 ~18	松下 久 ほか1者	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

公

示

九州運輸局長
平成28年9月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年9月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第8号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-17 ~18	松下 久 ほか1者	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

公

示

九州運輸局長
平成28年8月12日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年8月22日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第7号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-16	株式会社 美登タクシー (法人番号：9350001005005)	○公共的割引の設定 ・高齢者割引 運転免許証、健康保険証などの公的書類を提示した65歳以上の 旅客に対し 1割引	日南市	

公

示

九州運輸局長
平成28年7月21日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年8月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第6号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-10-15	壱岐交通タクシー 株式会社 ほか5社	○公共的割引の設定 ・運転免許証返納割引 公的機関が発行する運転免許証を返納したことが確認できる書面を提示した65歳以上の旅客に対し1割引	壱岐市	

公

示

九州運輸局長
平成28年6月21日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年7月1日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第5号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-7~9	株式会社 ニッシン ほか2社	○イベント定額運賃の設定 糸島市芥屋海水浴場で行われる「サンセットライブ・コンサート」の開催日に以下の定額運賃を設定する。 ・ 筑前前原駅～芥屋海水浴場 小型車2, 500円	福岡交通圏	

公

示

九州運輸局長
平成28年5月23日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年6月2日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第4号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
28-6	宮下 宗人	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年5月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要	営業区域	備考
28-4	吉原 克美	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引
28-5	印藤 達也	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年5月12日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第3号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-4	吉原 克美	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引
28-5	印藤 達也	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 5,000円を超える部分につき 3割引 中型車 5,000円を超える部分につき 3割引 小型車 5,000円を超える部分につき 3割引

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
 なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年4月21日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第2号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-2	篠栗交通 株式会社 (法人番号：1290001048249)	○遠距離割引の変更 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 7,000円を超える部分につき 5割引
28-3	服部 恒範	○イベント定額運賃の設定 博多の森競技場におけるアビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日及び同競技場で開催される各種イベント又は各種競技開催日に、以下の定額運賃を設定する。 ただし、アビスパ福岡のホーム・ゲーム開催日以外については、イベント等主催者の要請があった場合に限る。 Aコース 競技場～天神 小型車：2, 200円 Bコース 競技場～JR博多駅 小型車：1, 600円 Cコース 競技場～福岡空港 小型車： 800円 Dコース 競技場～西鉄大橋駅 小型車：1, 700円	福岡交通圏	

公

示

九州運輸局長
平成28年4月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年4月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第1号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-1	斉藤 昭二	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引

公

示

九州運輸局長
平成28年4月1日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を平成28年4月11日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は名称
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

公示番号 旅二公示第1号

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の変更認可申請

事 案 番 号	申 請 者	申 請 概 要	営 業 区 域	備 考
28-1	斉藤 昭二	○遠距離割引の廃止	福岡交通圏	現行 特定大型車 15,000円を超える部分につき 1割引 大型車 9,000円を超える部分につき 1割引 中型車 9,000円を超える部分につき 1割引 小型車 9,000円を超える部分につき 1割引